

## 健康なかつがわ 2 1 (第三次) 次期計画策定スケジュール

## 1. 法的根拠

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条の 2

市町村は住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

## 2. 計画期間

令和 6 年度から令和 17 年度までの 12 年間

具体的目標は計画開始後概ね 9 年間(令和 14 年度)を目途として設定する。

計画開始後 6 年(令和 11 年)を目途に中間評価を行い、10 年(令和 15 年)を目途に最終評価を行う。

	策定スケジュール
令和 5 年 3 月	
4 月	
5 月	
6 月	
7 月	第 1 回：（現計画評価・新計画骨子検討）
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	第 2 回：（素案検討）
12 月	素案修正
令和 6 年 1 月	パブリックコメント
2 月	第 3 回：（計画最終確認）
3 月	計画書完成